

栗東市いじめ防止基本方針の策定に向けて

平成 26(2014)年 9 月 3 日 (水)

1. 制定の理由

いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)(以下、法と記す)第 12 条の規定に基づき、栗東市いじめ防止基本方針を策定することとするため、新たに制定しようとするものです。

いじめ防止基本方針は、国と学校は策定の義務があり、国は平成 25 年 10 月 11 日に「いじめ防止等のための基本的な方針」が策定され、市内各小中学校でも、平成 25 年度末までに各校のいじめ防止基本方針が策定されております。

地方公共団体においては、いじめ防止基本方針の策定は努力義務ではありますが、滋賀県は、平成 26 年 3 月に「滋賀県いじめ防止基本方針」として制定しております。

本市におきましては、前述のようないじめ問題への取組につきまして、先駆けての取組をしてまいりました。平成 24 年 10 月 1 日に教育長訓令第 2 号、「栗東市教育委員会『いじめ対策委員会』設置要綱」で、いじめ問題への組織的取組を進めてまいりました。また、平成 25 年 1 月には、「栗東市いじめ対策ガイドライン」を策定し、子どもに関わるすべての大人の間での共通認識、共通理解をめざしてまいりました。

しかしながら、栗東市としてのいじめ問題への取組姿勢を明確に示すことが求められ、法の制定により、法に則した市の基本方針の策定を進め、新たな組織の設置をしていくことが必要であると判断いたしました。

以上のことから、「栗東市いじめ防止基本方針」を新たに策定することとなりました。

2. 策定の経過

これまでに、栗東市教育委員会事務局学校教育課において、国、県の基本方針を参酌し、素案策定を行いました。また、関係者を交えての栗東市いじめ防止基本方針(素案)策定検討会を開催し、栗東市いじめ防止基本方針(案)を策定しました。

3. 栗東市いじめ防止基本方針(案)策定のスケジュールについて

(1) 「栗東市いじめ防止基本方針策定、連絡協議会、附属機関開設等スケジュール(案)」

別紙資料 1

9 月議会で委員会報告とパブリックコメント案を協議、11 月末には、基本方針を議会報告、12 月議会で、関連機関の設置条例等を上程で進めてまいりたいと考えております。

4. 栗東市いじめ防止基本方針（案）の概要について

(1) 「栗東市いじめ防止基本方針(案)」の概要

国、県の基本方針を参酌し、案を策定しております。

市基本方針の概要としましては、

- ① いじめに対する基本的な考え方
- ② 組織の設置
- ③ いじめ防止等のための対策の内容
- ④ 市が実施すべき施策
- ⑤ 学校が実施する施策
- ⑥ 重大事態への対処
- ⑦ その他重要事項

を考えております。

また、基本方針の中には、関連する組織として、

A) 「栗東市いじめ問題調査委員会」(以下、調査委員会)

調査委員会は、各校でのいじめ防止等に向けた取組の進捗状況を把握し、場合によって助言する。また、重大事案が発生した場合には、市教委附属の調査機関として機能する。

構成員

専門的な知識および経験を有する第三者

法務、医療、心理、福祉、学識経験者

B) 「栗東市いじめ問題再調査委員会」(以下、再調査委員会)

再調査機関は、調査委員会からの報告を受け、市長がさらに再調査が必要と判断したときに、市長により招集される。

構成員

専門的な知識および経験を有する第三者

法務、医療、心理、福祉、学識経験者、事務員

C) 「栗東市いじめ問題対策連絡協議会」(以下、市いじめ連協)

市いじめ連協は、市の基本方針に則り、各関係機関などの連携ができるよう市や各学校の取組などを確認する。

構成員

学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、警察その他関係者

の設置についても記されております。

5. 他市の状況

市名	パブコム	基本方針	連絡協議会	調査委員会	再調査委員会	施行
栗東	10月	11月	条例設置	条例設置	条例設置	
草津	8月	12月	条例設置	付属機関設置規則 (再検討)	付属機関設置規則 (再検討)	27/4/1
守山	8月	9月	条例設置	条例設置	条例設置(総務部)	27/4/1
野洲	未定	3月	条例設置	条例設置	条例設置	27/4/1

現状では守山市が先行しております。9月議会で機関設置条例を上程する予定です。

草津市は、12月に上程予定ですが、調査委員会、再調査委員会の設置について再検討するとのことで、2月議会になる可能性もあるとのことでした。

野洲市は、未定な部分が多く、2月議会に上程の予定であるとのことでした。

栗東市いじめ防止基本方針策定、連絡協議会、附属機関開設等スケジュール(案)

別紙資料

											平成27年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全体進捗	素案作成	→ 関係課協議		素案修正	総合調整会議	基本方針案協議	パブリックコメント実施	基本方針策定最終確認	議会上程						
方針案策定検討会			基本方針案策定協議(6/30)	基本方針案策定協議(7/31)	基本方針案策定		基本方針最終案策定								
三役協議					基本方針案協議	基本方針案協議		基本方針最終確認							
総合調整会議						基本方針案協議(9/3)		基本方針最終確認							
教育委員会					基本方針案協議(8/18)		基本方針最終確認								
議会			議会説明会：スケジュール案			議長・副議長説明委員会説明 議会説明会：基本方針(案)報告及び協議		議会説明会：基本方針策定報告	附属機関および連絡協議会設置条例案上程						
教育委員会事務局	基本方針素案作成	→ 基本方針案策定					基本方針案修正 基本方針策定			栗東市いじめ防止基本方針					
			市教委附属機関設置条例等整備			→ 条例案決裁	条例案決裁完了			栗東市いじめ問題調査委員会 (常設、各校での取組進捗確認年2回、重大事態発生時の調査機関)					
			市再調査機関設置条例等整備			→ 条例案決裁	条例案決裁完了			栗東市いじめ問題再調査委員会 (緊急時、市長が招集する第三者の再調査機関)					
			市対策連絡協議会設置条例等整備			→ 条例案決裁	条例案決裁完了			栗東市いじめ問題対策連絡協議会 (年2回、市の取組進捗確認)					

栗東市いじめ防止基本方針 (案)



平成 26 年 月
栗東市

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	2
(1) いじめの定義	2
(2) いじめの防止	2
(3) いじめの早期発見	3
(4) いじめへの対処	4
2 組織の設置	4
(1) 栗東市いじめ問題対策連絡協議会	4
(2) 栗東市いじめ問題調査委員会	5
(3) 栗東市いじめ問題再調査委員会	5
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	6
1 いじめの防止等のために市が実施する施策	6
(1) 市立学校におけるいじめの防止（法第15条関係）	6
(2) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）	6
(3) 関係機関等との連携等（法第17条関係）	7
(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上（法第18条関係） ..	7
(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（法第19条関係）	8
(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等（法第20条関係）	8
(7) 啓発活動（法第21条関係）	8
(8) 市教育委員会によるいじめに対する措置（法第24条関係）	8
(9) 学校相互間の連携協力体制の整備（法第27条関係）	8
(10) 学校評価（法第34条関係）	9
(11) いじめで悩む子どもへの組織的支援	9
2 いじめの防止等のために市立学校が実施する施策	9
(1) 学校いじめ対策委員会の役割	9
(2) いじめ対策委員会の構成員	10
3 重大事態への対処	10
(1) 市立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者または学校による調査	10
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査	12
(3) 市立学校において重大事態が発生した場合の支援	13
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	14
1 施策の点検評価	14
2 基本方針の見直し	14
3 市における学校基本方針等の策定状況の確認と公表	14
4 財政上の措置等	14
注釈一覧	15

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

こうしたいじめから一人でも多くの児童生徒を守るために、児童生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。いじめの問題は、時代の大きな変化を受け、社会の構造と深くかかわる大変奥の深い、複雑な構造の中にある問題であり、学校を含めた社会全体の課題です。

本市においては、いじめ問題への取組については、平成 24 年 10 月 1 日付け教育長訓令第 2 号「栗東市教育委員会いじめ対策委員会設置要綱」により、いじめ問題へ組織的に先駆けて取組んできました。さらに、平成 25 年 1 月には、「栗東市いじめ対策ガイドライン」を策定し、子どもに関わる全ての大人の共通認識、共通理解を通しての取組を実施してきました。

そうした中で、国では、平成 25 年 6 月「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が成立し、基本的な理念や体制が整備されました。

法では、基本理念として、

- ・児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- ・全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関して児童生徒の理解を深めるようにする。
- ・いじめ防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命および心身を保護することと認識し、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭をはじめとする全ての関係者が連携し、いじめ問題を克服することを目指す。

があげられています。

これらを受けて、栗東市では、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法第 12 条¹の規定に基づき、基本方針を策定し、対策の基本的な考え方はじめ、組織体制や基本的施策、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用について定めました。

この基本方針に基づき、児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策を進めます。

第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

いじめの防止等のための対策においては、児童生徒を一人の人格として尊重し、その声に耳を傾け、児童生徒の置かれている状況や気持ちを理解しながら、その思いを聴き出し解決するまで関わっていくことが重要です。また、このことを通して、児童生徒自らがお互いに力を合わせて、いじめ問題を自分のこととして考え、解決し、よりよく生きていく力を身につけられるよう支援していくことが重要です。

栗東市では、こうした「子ども目線」に立って、子どもの最善の利益の実現を目指し、いじめの防止等のための対策を総合的に推進します。

(1) いじめの定義

栗東市におけるいじめの定義は法第 2 条²に基づきます。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの防止

いじめは、生活の違いや、態度やそぶり、さりげない日常の行為の行き違い、感情のもつれなどさまざまな要因から起こります。

また、子どもを取り巻く大人や子どもが、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであるという意識を持つことが大切です。

このことを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の取組が重要です。

このため、全ての児童生徒を、心の通う対人関係を構築できる大人へと育

み、いじめを生まない環境をつくるために、学校、保護者、地域、家庭その他の関係者が一体となった**共通実践**を通して、継続的な取組を進めます。

そうした中で、あらゆるところで、あらゆる場面で、全ての子どもたちに「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、**学校では**、児童生徒が豊かな人間関係をつくることのできるよう、児童生徒一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

また、児童生徒自らがいじめの未然防止に取り組むなどの、**自発的・自治的な活動を進め**、全ての児童生徒にとって居心地のよい学級・学校づくりを推進します。

こうしたいじめ問題の本質や取組の重要性については、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に**努めます**。

(3) いじめの早期発見

いじめは、大人からは見えづらく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要です。

このため、**大人は**日頃から児童生徒の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、また、いじめを軽視せず積極的に認知します。この際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行います。

学校では、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。**いじめられている児童生徒にとって**、いじめられていることは周りには相談しにくいものであるだけに、児童生徒が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童生徒に声かけをするなど、信頼関係づくりに励みます。

さらに、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関への周知等により、いじめを訴えやすい体制をつくりながら、いじめの抑止や発見しやすい環境を

整えます。

あわせて、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

(4) いじめへの対処

児童生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、直ちに対処する必要があります。

学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保しつつ、法第 22 条³に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において対処します。

この際、いじめを受けた児童生徒の立場に配慮しつつ、関連する児童生徒から事情を確認するとともに、専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や教育委員会への報告・相談・連絡を絶えず行い、緊密な連携を図ります。

しかし、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、必要に応じて、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、学校では、日頃から全ての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、学校および教育委員会は、関係機関との情報共有体制を構築します。

2 組織の設置

(1) 栗東市いじめ問題対策連絡協議会

教育委員会は、いじめの防止等に関係する機関および団体との連携を図るため、法第 14 条第 1 項⁴の規定に基づき、条例により、栗東市いじめ問題対策連絡協議会を設置します。

栗東市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、警察その他の関係者により構成されます。なお、いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議により、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めます。

栗東市いじめ問題対策連絡協議会は、以下の事項について協議を行います。

- ①いじめ問題の実態把握とその防止のための方策に関すること
- ②学校等の取組についての協議、情報交換等に関すること
- ③啓発事業その他必要な事項に関すること

(2) 栗東市いじめ問題調査委員会

市教育委員会と栗東市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、この基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、市立学校における重大事態等に関し、必要に応じて調査を行うため、教育委員会は、法第 14 条第 3 項⁵の規定に基づき、市教育委員会の附属機関として、条例により、栗東市いじめ問題調査委員会を設置します。「附属機関」とは、地方自治法上、法令又は条例の定めるところにより、普通地方公共団体の執行機関の行政執行のため、又は行政執行に必要な調停、審査、審議、諮問又は調査等のための機関であり、当該委員会は、いじめの防止等に向けた調査、審議等の取組を行い、場合によっては、調停を行う機関である。また、重大事態発生時においては、栗東市の調査機関として機能します。

当該委員会には、専門的な知識および経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保します。

栗東市いじめ問題調査委員会は、以下の内容を担います。

- ①いじめ防止等のための調査研究等の有効な対策の検討を行う。
- ②学校等におけるいじめ事案の連絡を受け、第三者機関として、当事者間の関係を調整するなどし、問題の解決を図る。
- ③学校等におけるいじめ事案について、教育委員会が報告を受け、第 24 条に基づき、自ら調査を行う必要がある場合に当該調査に当たる。
- ④重大事態が発生した場合における質問票の活用や、その他適切な方法による当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 栗東市いじめ問題再調査委員会

市長は、法第 30 条第 2 項⁶の規定に基づく調査を行うため、市長の附属機関として、条例により、栗東市いじめ再調査委員会を設置します。

当該委員会は、市立学校における重大事態に関し、法第 30 条第 1 項⁷の報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるとき設置されます。

当該委員会には、専門的な知識および経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保します。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために市が実施する施策

市は、県と協力しつつ、連携を図りながら、施策を推進します。また、市立学校の設置者として、市立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じます。

(1) 市立学校におけるいじめの防止（法第15条⁸関係）

① 全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育および体験活動等の充実

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。

また、児童生徒の自尊感情を高めるとともに、人権を尊重する実践的態度を身に付け、いじめや差別を許さない学校づくりを推進します。

加えて、生命や自然を大切に作る心を育てるために、様々な体験活動を推進します。

② 児童生徒が自主的に行うものに対する支援

学級会や児童会・生徒会活動において、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進します。

③ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発

児童生徒やその保護者、教職員に対し、教育活動や研修会等を通して、いじめを防止することの重要性に関する啓発を図ります。

(2) いじめの早期発見のための措置（法第16条⁹関係）

① 児童生徒に対する定期的な調査等の実施

市立学校に在籍する児童生徒に対し、調査や教育相談を定期的を実施するよう指導します。

② いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制の整備

児童生徒や保護者からの電話相談体制の充実を図ります。

③ 児童生徒やその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制の整備

スクールカウンセラーを全ての市立中学校に配置するとともに、市立小学校には巡回カウンセラーを派遣し、相談体制の充実を図ります。

④ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

市立学校における校内研修やいじめの実態を把握するための取組の実施状況について、定期的に点検を行います。

(3) 関係機関等との連携等（法第 17 条¹⁰関係）

少年の健全育成や生徒指導に豊富な知識と経験を有する警察官や教員の経験者を活用し、学校と警察や司法、福祉等の関係機関との連携を促進します。

また、国や県・市町の人権に関する相談機関と相互に連絡調整や情報交換を行います。

加えて、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築を図ります。

さらに、地域における青少年健全育成に関わる諸団体を対象に、いじめ問題や学校との連携に関する研修を実施し、資質向上を図ります。

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上（法第 18 条¹¹関係）

① 教員の資質能力の向上

職務や経験の程度に応じた研修を充実し、組織的対応力や危機管理能力等を高めます。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した校内研修を推進し、児童生徒を支援する力量を高めます。

② 生徒指導に係る体制等の充実

市立小中学校では、少人数学級編制と少人数指導を効果的に導入するとともに、大規模校への養護教諭の複数配置を進めます。

市立小中学校では、生徒指導に専任的に取り組む教員の配置を進めます。

③ いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保

いじめの防止等のため、心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を推進します。

④ いじめへの対処に関し助言を行うために学校に派遣する者の確保

学校だけでは解決が困難な事案について、迅速かつ的確に対処できるよう、弁護士や臨床心理士等の専門家、警察官や教員の経験者を派遣する取組を推進します。

⑤ 学校運営の改善への支援

市立学校において、組織マネジメントの機能を強化するなど、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、学校運営改善の支援に努めます。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（法第 19 条¹²関係）

① インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための啓発活動

市立学校に在籍する児童生徒に対して、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進します。

また、保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性について啓発に努めます。

② インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備

インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処するため、県教育委員会と県警察本部との学校連絡制度を活用するなど、体制の整備に努めます。

(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等（法第 20 条¹³関係）

市立学校におけるいじめの認知事案等をもとに、いじめの態様や背景、解決に向けた取組状況等についての調査分析を行い、その結果を普及します。

(7) 啓発活動（法第 21 条¹⁴関係）

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響や、いじめを防止することの重要性に関する啓発を図るとともに、いじめに係る相談制度等についての広報に努めます。

また、各家庭において子どもの規範意識を育むことができるよう、保護者を対象とした学習会の開催を推進するとともに、市における家庭教育力向上のための活動を支援します。

(8) 市教育委員会によるいじめに対する措置（法第 24 条¹⁵関係）

市教育委員会は、法第 24 条の規定に基づく調査を行う場合、必要に応じ、第 1 の 2 (2)で示した栗東市いじめ問題調査委員会を活用します。

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備（法第 27 条¹⁶関係）

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校が適切に対処できるよう、県教育委員会、各市町教育委員会及び学校法人と情報を共有します。

(10) 学校評価（法第 34 条¹⁷関係）

市立学校で行う学校評価において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、ならびにいじめの実態の把握およびいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにします。

(11) いじめで悩む子どもへの組織的支援

子どもの声を受け止め、子どもが自らの力で解決できるようにするため、県教育委員会等と連携し、第三者的立場から子どもを取り巻く関係を調整して、いじめの問題を解決する取組を推進します。

2 いじめの防止等のために市立学校が実施する施策

市立学校に、法第 22 条¹⁸に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、学校いじめ対策委員会を常設します。

学校いじめ対策委員会においては、法第 13 条¹⁹に規定される「学校いじめ防止基本方針」を策定し、当該基本方針に基づき、市教育委員会と適切に連携のうえ、いじめの問題に組織的に取り組みます。

その役割等については、以下の通りとします。

(1) 学校いじめ対策委員会の役割

- ① いじめの防止等の取組の年間計画を作成すること
- ② いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図ること
- ③ いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行うこと
- ④ 児童生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組等を行うこと
- ⑤ いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行うこと
- ⑥ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童生徒等への事実関係の聴取、児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行うこと
- ⑦ いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行うこと
- ⑧ 重大事態に係る調査の母体となること
- ⑨ P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本

方針の見直しを行うこと

(2) いじめ対策委員会の構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事(小学校においては生徒指導主任)、教育相談担当の主任、人権教育担当の主任、児童会・生徒会担当の主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等を基本とします。

なお、学校の実情や個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官・教員経験者など外部専門家の参加を要請します。

3 重大事態への対処

(1) 市立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者または学校による調査

学校の設置者または学校は、重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

① 重大事態の意味

重大事態とは、法第 28 条第 1 項各号²⁰に規定されるものであり、その解釈については以下の通りとします。

(ア) 同項第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」について

いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断するものとします。例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

(イ) 同項第 2 号の「相当の期間」について

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たります。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告します。ま

た、市教育委員会を通じて、市長に事態発生について報告します。

③ 調査の主体

学校から重大事態の報告があった場合には、市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断します。

その際、学校が主体となって調査を行う場合と、市教育委員会が主体となって行う場合があります。学校主体の調査では、重大事態への対処および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施します。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめを受けた児童生徒または保護者が望む場合には、法第 28 条第 1 項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定されます。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第 28 条第 1 項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ります。

④ 調査を行うための組織

調査を行うための組織は、市教育委員会が調査主体となる場合は、第 1 の 2 (2) で示した栗東市いじめ問題調査委員会をその組織とします。なお、当該委員会の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者を充てることとし、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めます。

また、学校が調査主体となる場合は、法第 22 条に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えたものをその組織とします。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

市教育委員会または学校は、栗東市いじめ問題調査委員会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。

⑥ いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対する情報を適切に提供す

る責任

市教育委員会または学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する責任があります。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過の報告に努めます。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会または学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行います。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることのないように注意します。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じます。

⑦ 調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会から市長に報告します。（学校が調査主体となった場合、学校は調査結果を市教育委員会に報告し、市教育委員会から市長に報告します。）

上記⑥の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付します。

⑧ その他留意事項

法第 23 条第 2 項²¹の規定に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合で、未だ事実関係の一部が解明されたにすぎない場合には、法第 28 条第 1 項の調査として、法第 23 条第 2 項で行った調査資料の再分析や、新たな調査を必要に応じて行います。

また、重大事態が発生した場合、市教育委員会および学校は、状況に応じ、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を行うとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に努めます。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査

① 再調査

調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、

第1の2(3)で示した栗東市いじめ再調査委員会において、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。

当該委員会については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識および経験を有する者について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保します。

また、当該委員会の構成員に、再調査の対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で再調査に当たる等の配慮をします。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめを受けた児童生徒または保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定されます。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ります。

② 再調査結果の提供

市長は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対し、適時・適切な方法で、再調査の進捗状況等およびその結果を説明します。

(3) 市立学校において重大事態が発生した場合の支援

市教育委員会は、学校に対して、その求めに応じ、弁護士や臨床心理士等の専門家、警察官や教員の経験者を派遣するなど、必要な支援を行います。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 施策の点検評価

本基本方針に基づく施策の実施に当たっては、P D C Aサイクルに基づき、毎年度、施策の実施状況を点検し、その効果や課題等について評価を行います。

2 基本方針の見直し

本基本方針は、国、県の基本方針の見直しがあった場合には、その状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

また、上記1に掲げる施策の点検や評価の結果を勘案して、必要に応じて見直しを行うこととします。

3 市における学校基本方針等の策定状況の確認と公表

市は、市立学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表します。

4 財政上の措置等

市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めます。

注釈一覧

1 第12条（地方いじめ防止基本方針）

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

3 第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

4 第14条（いじめ問題対策連絡協議会）

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

5 第14条3

前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

6 第30条2（公立の学校に係る対処）

前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

7 第30条（公立の学校に係る対処）

地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

8 第15条（学校におけるいじめの防止）

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であつて当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

9 第16条（いじめの早期発見のための措置）

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該

学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

10 第 17 条（関係機関等との連携等）

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

11 第 18 条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

12 第 19 条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方方法務局の協力を求めることができる。

13 第 20 条（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

14 第 21 条（啓発活動）

国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

15 第 24 条（学校の設置者による措置）

学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

16 第 27 条（学校相互間の連携協力体制の整備）

地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場

合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

17 第 34 条（学校評価における留意事項）

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

18 第 22 条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

19 第 13 条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

20 第 28 条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

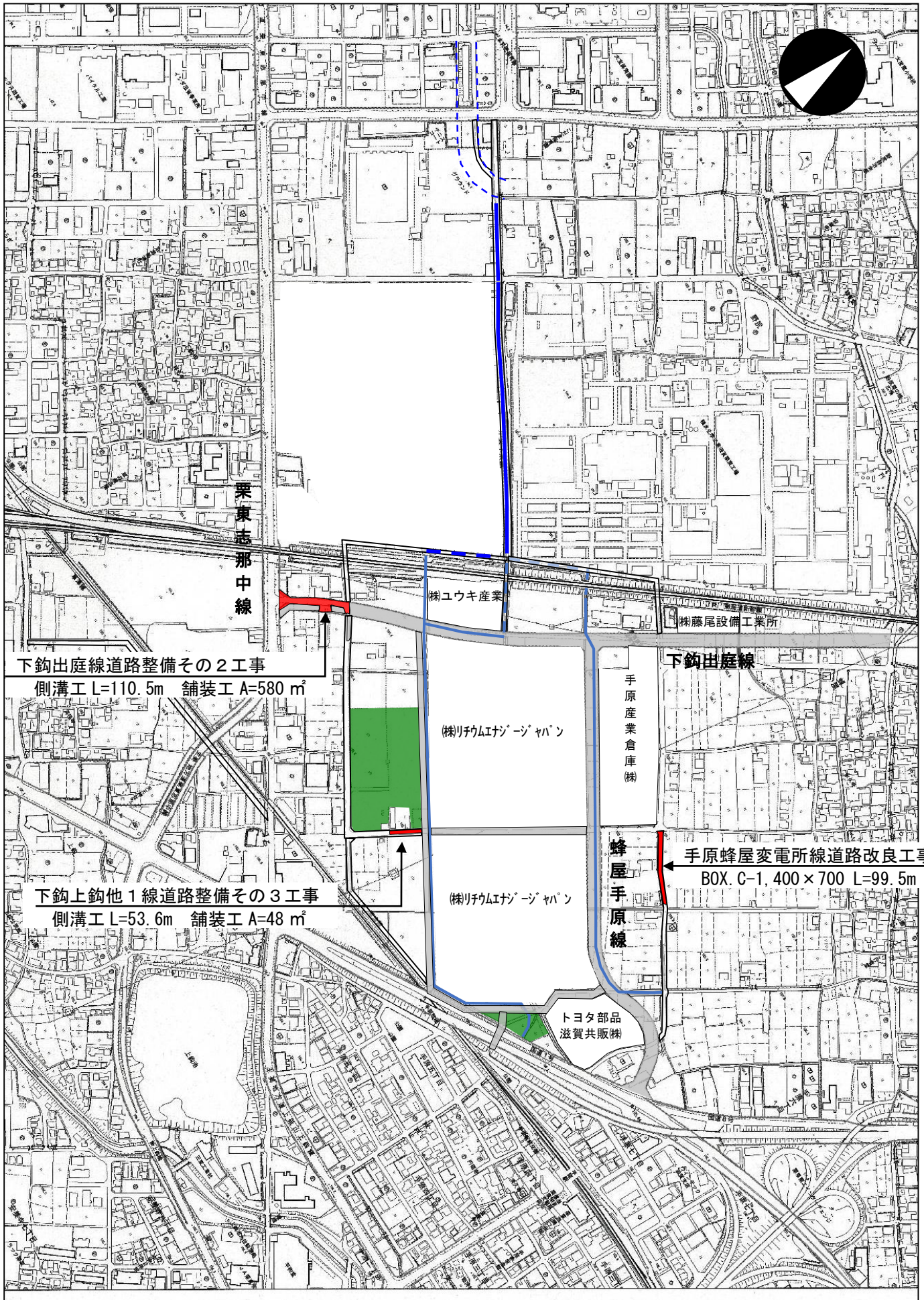
3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

21 第 23 条（いじめに対する措置）

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

後継プラン進捗状況



下鉤出庭線道路整備その2工事
側溝工 L=110.5m 舗装工 A=580 m²

下鉤上鉤他1線道路整備その3工事
側溝工 L=53.6m 舗装工 A=48 m²

手原蜂屋変電所線道路改良工事
BOX. C-1, 400x700 L=99.5m